

和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

岡山市 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 2号室

1. 乙は甲に対し、解決金として 金 137,700 円 の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成 23 年 3 月 22 日限り、下記口座に振り込んで支払う。
振込手数料は、乙の負担とする。
振込先 新生銀行 本店
 普通預金 ■■■■
 口座名義人 ■■■■
3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その 1 通を保管するものとする。

平成 23 年 3 月 17 日

甲

岡山市 ■■■■
■■■■
京都府京田辺市山手南 2 丁目 1-4
ハチセンビル 3 号館 303 号
甲代理人 司法書士 長谷川 聡
(認定番号 第 213094 号)

乙

■■■■

